

各通商産業局長  
沖縄開発庁沖縄総合事務局長  
名古屋通商産業局 殿  
公益事業富山支局長

昭和 57 年 1 月 21 日  
資源エネルギー庁公益事業部長

液化石油ガス事業とガス事業との整合に関する  
請願処理受領について

昭和 56 年 12 月 18 日の閣議において、上記要領が別添 1 のとおり決定され、昭和 56 年 12 月 25 日に第 96 回国会に報告されたので通知する。

なお、別添 2 の昭和 52 年 5 月 24 日付資公部第 218 号「都市ガスへの切替えに伴う事業者間の紛争の調整について」の通達並びに昭和 50 年 3 月 20 日付 50 資公部第 163 号「ガス事業と液化石油ガス販売事業との競合問題について」の通知、昭和 51 年 7 月 14 日付 51 資公部第 314 号「LP ガスと都市ガスとの流通秩序の確立等に関する請願処理要領について」の通知及び昭和 52 年 9 月 29 日付 52 資公部第 296 号「LP ガス事業者の営業と生活の安定に関する請願処理要領について」の通知と併せ、今後は本要領の趣旨を加え、引続き管内都市ガス事業者に対する指導を徹底されたい。

(参考 1) 50 資公部第 163 号  
(参考 2) 51 資公部第 314 号  
(参考 3) 52 資公部第 296 号

1 液化石油ガス事業とガス事業との整合に関する請願

内閣衆 94 請第 52 号  
請第 5591 号から第 5601 号まで

京都市右京区西院東中本町 17  
山川 譲 外 10 名

1. 液化石油ガス事業とガス事業との整合に関する請願

内閣参 94 請第 12 号  
請第 4923 号、第 5023 号から第 5027 号まで及び第 5098 号

名古屋市中区大須 4 丁目 15 番 12 号  
後藤 新治 外 7 名

請 願 要 旨

液化石油ガスの流通秩序の確立を図るため、必要な措置を講じられたい。

処 理 意 見

液化石油ガス及び都市ガスは、現在家庭用燃料として広く普及し、それぞれ重要な役割を担っており、政府としては、液化石油ガスも都市ガスも国民生活に不可欠かつ重要な燃料であるとの認識に立ち、液化石油ガス販売事業及び都市ガス事業がそれぞれの特色を生かしつつ健全な発展を遂げるよう指導してきたところであるが、液化石油ガス又は都市ガスのいずれを使用するかは、最終的には消費者の自由な選択に委ねられるべきものと考えている。

政府としては、今後ともこうした基本的な考え方に立ち、以下の措置を講ずることにより、液化石油ガス販売事業者と都市ガス事業者との紛争の防止等に努めてまいりたい。

1. 液化石油ガス販売事業者と都市ガス事業者との紛争の防止については、従来から、「ガス事業法」第 8 条第 1 項の規定に基づく供給区域の拡張の許可に際し事前に公聴会を開催し、液化石油ガス販売事業も含め広く一般の意見を聴く等慎重な運用を行ってきたところである。

今後とも、このような運用により、液化石油ガス設備の実態等を把握し、液化石油ガス販売事業者と都市ガス事業者との紛争の防止に努めてまいりたい。

2. 液化石油ガス販売事業者に対する事前通知については、都市ガス事業者が、「ガス事業法」第 8 条第 1 項の規定に基づき、供給区域の拡張の許可を申請する際に、その申請の概要を、必要に応じ液化石油ガス販売事業者に知らしめるよう都市ガス事業者を指導してまいりたい。

3. 都市ガスへの転換に伴う紛争については、従来から、液化石油ガス販売事業者と都市ガス事業者との話し合いにより、具体的案件に即した円満な解決が図られるよう両当事者を指導し、また、必要に応じ話し合いの場の斡旋等を行ってきたところである。

今後とも、このような運用により、液化石油ガス販売事業者と都市ガス事業者との紛争の円満な解決に努めてまいりたい。

4. 家庭業務用ガスに関する行政の一元化については、今後とも、液化石油ガス販売事業所管部局と都市ガス事業所管部局との一層緊密な連携を図ることにより対処してまいりたい。

各通商産業局長  
沖縄開発庁沖縄総合事務局長  
名古屋通商産業局 殿  
公益事業富山支局長

昭和 52 年 5 月 24 日  
資源エネルギー庁公益事業部長

都市ガスへの切替えに伴う事業者間の  
紛争の調整について

上記の件について、先般行政管理庁が行った行政監察の結果、同庁から一般ガス事業者の供給区域の変更に対する許可に当たっては、液化石油ガス販売事業者を含め広く一般の意見を徴し、紛争の未然防止に努めること、都市ガスへの切替えに際しては、必要に応じ液化石油ガス競売事業者に対し事前に通知するとともに、液化石油ガス用容器、メーター等の無断取外しを行うことのないよう一般ガス事業者の指導を更に強化すること及び紛争事案に応じて、当事者間の話し合いを指導し、又は話し合いの場を斡旋する等紛争解決のための所要の措置を講ずることを勧告された。これに対し、別添(3 の(2))のとおり回答したので、貴局におかれても、下記の内容を実施することとされたい。

1. 供給区域の変更に係る処分には、供給区域の変更に係るガス事業法第 8 条第 1 項の規定に基づく許可申請及び同法第 17 条第 1 項の規定に基づく許可申請を同時に提出せしめ、第 8 条の規定に基づく処分前に公聴会を開催し、その意見を十分参酌した上で処分を行うこととする。
2. 切替えに際しての事前通知については、必要に応じ、液化石油ガス販売事業者に事前に通知するよう一般ガス事業者に対して指導するとともに、一般ガス事業者が液化石油ガス用容器、メーター等を無断で取外すことのないよう引き続き指導すること。
3. 紛争解決のための措置については、現在でも両事業者間の話し合いにより事態の調整が図られる事例が多いが、今後とも具体的な案件に即して円満な調整が図られるよう更に両事業者間の話し合いを指導するほか、必要に応じ、この話し合いの場を斡旋すること。

また、両事業者間において保安引継ぎ等のための協定等を締結することを促進するなどの指導を必要に応じ行うこと。

- (2) 都市ガスへの切替えに伴う事業者間の紛争の意見を徴することについては、供給区域の変更の許可申請に係る処分を行う前に供給規程の変更の認可に係る公聴会を開催するよう措置することとする。

切替えに際しての事項通知については、必要に応じ、液化石油ガス販売事業者に通知するよう一般ガス事業者に対して指導するとともに、ガス事業者が液化石油ガス用容器及びメーターの無断取外しについてもそのようなことのないよう引き続き指導してまいりたい。

紛争解決のための措置については、現在でも両事業者間の話し合いにより事態の調整が図られる事例が多いが、今後とも具体的な案件に即して円満な調整が図られるよう更に両事業者間の話し合いを指導する他、必要に応じてこの話し合いの場を斡旋する。

また、両事業者間において保安引継ぎ等のための協定等を締結することを促進するなどの指導を必要に応じて行うこととしたい。